

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（5件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 副校長
- (3) 年 齢 56歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和3年8月31日

4 処分理由

所属職員を管理、監督する副校長という立場にあるにもかかわらず、令和3年3月2日午後1時10分頃から同日午後1時30分頃までの間、勤務時間中に、勤務校女子更衣室において、飲酒した。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 39歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和3年8月31日

4 処分理由

令和2年11月4日から同月30日までの間に、自宅から勤務校付近の時間貸駐車場までの区間等において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自家用自動車等による通勤を行うなどし、通勤手当20,060円を不正に受給するなどした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 37歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和3年8月31日

4 処分理由

修学旅行実地踏査を旅行用務とする旅行中であるにもかかわらず、令和2年12月4日午前8時30分頃から同日午前10時25分頃までの間、宿泊施設に私的に滞在し、約1時間55分にわたり、修学旅行実地踏査を行わなかった。

また、同旅行中であるにもかかわらず、同月5日午前10時35分頃から同日午後1時頃までの間、入浴施設を私的に利用するなどし、約2時間25分にわたり、修学旅行実地踏査を行わなかった。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 28歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和3年8月31日

4 処分理由

修学旅行実地踏査を旅行用務とする旅行中であるにもかかわらず、令和2年12月4日午前8時30分頃から同日午前10時25分頃までの間、宿泊施設に私的に滞在し、約1時間55分にわたり、修学旅行実地踏査を行わなかった。

また、同旅行中であるにもかかわらず、同月5日午前10時35分頃から同日午後1時頃までの間、入浴施設を私的に利用するなどし、約2時間25分にわたり、修学旅行実地踏査を行わなかった。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 非常勤教員
- (3) 年 齢 66歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和3年8月31日

4 処分理由

令和3年4月12日午前9時40分頃から同日午前10時頃までの間、勤務校職員室において、同日授業があるにもかかわらず、飲酒するなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）